



■議会と町の役割

住民の代表で構成された町の意思決定機関

新ひだか町議会

住民が公選した議員によって構成される、町議会。ここで町の意味が決定されます。



■新ひだか町議会議員

新ひだか町議会

住民登録、福祉、教育、消防、水道、これらの管理や施設の運営など、町民のみなさんに一番身近な仕事をしているのが、町長を代表とする「行政」です。

こうした身近な仕事は、その地域に住む人たちが、みずから考え、行動し、実行していくことが必要です。これを「地方自治」といいます。

本来であれば、住民全員が集まって自分たちの町のことについて話し合い、決定することが望ましいことですが、現実的には困難です。

そこで、選挙で住民の代表を選び、その代表が、町の予算や条例などを決めることとなります。こうして構成された意思決定機関が「議会」です。

この町議会で決定したことを行政が実行していきます。今月号では、4月15日告示の、新ひだか町議会議員選挙で選ばれた20人の議員と、私たちの生活に深く関わりのある町議会を紹介します。

議会のしくみ

町議会は、住民から選ばれた議員によって構成されており、町の条例や予算など重要な事項を審議したり、町の仕事が適正に行われているかを監視したりする機関です。議員の任期は4年で、議員定数は町の条例で20人と定められています。

議会が「議決機関」と呼ばれるのに対し、議会の決定に基づいて、実際に仕事を行うのが町長を代表とする行政であり、「執行機関」と呼ばれています。議会と行政は、互いに独立し、対等な立場で、意見を出し合いながら住民生活の向上に努めています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会の代表であり、議会の事務を指揮・監督し、会議の運営や議事を進行します。副議長は、議長を補

佐し、議長が欠けた時に議長の代わりを務めます。

議会の権限

町議会には、新ひだか町の意思を決定する機関として、さまざまな権限が与えられています。

■議決権：町長が提案する案件(条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など)について審議し、その可否を決定する権限です。議会の権限のうち最も基本的で重要な職責です。

■選挙権と選任の同意：議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙します。町長は、副町長、教育委員、監査委員、固定資産評価審査委員などを選任するとき、議会に同意を求めます。

■検査及び監査請求権／調査権：町の事務に関する書類や計画書を閲覧し、

町の事務が議決どおり執行されているかどうかを検査したり、監査委員に監査を求めることができます。また、町の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言を求めることができるなど、町政を監視する役割と権限を持っています。

■意見書提出権：町の公益に関することについて、国や道などの関係機関に対し、議会の意思をまとめた意見書を提出することができます。

■請願受理権：町民の要望や意見を、町政に反映させるため、町民から提出された請願書を受け付け、審議し、処理することができます。





Katuya Hosokawa

ほそかわ・かつや
旧静内町議会議員として約3年在職
平成18年4月から新ひだか町議会議員

議長という重責を受けるにあたり、身の引き締まる思いであります。
平成18年3月31日に新ひだか町が誕生し、来年で合併10年を迎えることとなります。

合併の効果は、まだまだ現れていないと感じている町民の方から、厳しいご意見もいただいております。各地域の特性を生かしながら、旧町の文化・慣習を越え、共同して町づくりをしていくことは難しいことではありますが、推し進めなければなりません。

新ひだか町として、数多くの課題がありますが、議会改革も前進させ、若い世代の方々が参画してくれるような魅力ある議会にするために、議会運営委員会が中心となり十分論議し、皆様の期待に応えていきたいと考えております。

町づくりの基本は、町民と行政と議会が一体となって進めていくことが大事であります。

議会は町民みなさんの意見を反映させ、行政のチェック機能を果たし、新ひだか町の発展のために、全力を傾注し、みなさんの期待に応えてまいりたいと決意しております。

今後とも町民みなさんのご指導ご協力をお願い申し上げます。

新ひだか町議会議長 細川勝弥



正・副議長あいさつ



改選後の議会の副議長を拝命し、その使命と重責を担うべく、決意を新たにしているところでございます。

今回の改選で新ひだか町議会議員は、現職10名、新人10名で構成されており、議長の補佐役はもとより、議会全体の調整役も担っていかねばと考えております。

行財政改革や議会改革を含め、新ひだか町の将来を見据えた課題は山積しております。

微力ではございますが、議会運営の一助となるべく鋭意努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

新ひだか町議会副議長 志田力



Tsutomu Shida

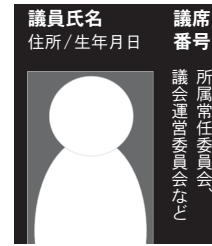
しだ・つとむ
旧三石町議会議員として約3年在職
平成18年4月から新ひだか町議会議員

PICKUP 【議員定数】

議員定数は、各市町村の条例で定めることとなっております。

現在、新ひだか町の議員定数は20人です（新ひだか町議会議員の定数を定める条例【平成25年3月29日改正】）。

以前までは、地方自治法で人口に応じた上限定数が規定されておりました（新ひだか町は上限26人でした）が、平成23年の法改正により上限定数の制限が廃止されました。



新ひだか町議会の顔ぶれ

平成26年4月15日告示の町議会議員選挙で、新ひだか町議会は新たなスタートを切りました。町政発展のために活動する議員のみなさんをご紹介します。

※議席番号順に紹介します

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| 城地民義 17 【じょうち・たみよし】 静内神森/昭和21年12月25日生 ●経済常任委員会委員 | 福嶋尚人 13 【ふくしま・なおと】 静内旭町/昭和26年7月10日生 ●文教厚生常任委員会委員 ●議会運営委員会副委員長 | 田畑隆章 9 【たばた・たかあき】 静内吉野町/昭和24年11月28日生 ●経済常任委員会委員 | 木内達夫 5 【きうち・たつお】 静内緑町/昭和27年9月26日生 ●総務常任委員会副委員長 | 細川勝弥 1 【ほそかわ・かつや】 静内緑町/昭和15年12月24日生 ●議長 |
| 下川孝志 18 【しもかわ・たかし】 静内こうせい町/昭和27年5月1日生 ●文教厚生常任委員会委員 | 阿部公一 14 【あべ・こういち】 静内緑町/昭和25年4月2日生 ●経済常任委員会委員 | 畑端憲行 10 【はたばた・のりゆき】 三石旭町/昭和22年6月20日生 ●総務常任委員会委員 ●議会運営委員会委員 | 北道健一 6 【きたみち・けんいち】 三石歌笛/昭和27年2月14日生 ●総務常任委員会委員 | 志田力 2 【しだ・つとむ】 三石旭町/昭和28年3月3日生 ●副議長 ●経済常任委員会委員 ●議会運営委員会委員 |
| 谷園子 19 【たに・そのこ】 静内山手町/昭和33年8月26日生 ●文教厚生常任委員会委員 | 日向寺敏彦 15 【ひゅうがじ・としひこ】 静内古川町/昭和12年5月7日生 ●総務常任委員会委員 ●議会運営委員会委員 | 建部和代 11 【たてべ・かずよ】 静内山手町/昭和28年11月9日生 ●経済常任委員会副委員長 | 進藤猛 7 【しんどう・たけし】 静内緑町/昭和20年11月6日生 ●総務常任委員会委員 ●議会運営委員会委員長 | 渡辺保夫 3 【わたなべ・やすお】 静内緑町/昭和23年3月27日生 ●文教厚生常任委員会委員 |
| 川合清 20 【かわい・きよし】 静内神森/昭和17年11月18日生 ●経済常任委員会委員長 ●議会運営委員会委員 | 築紫文一 16 【ちくし・ふみかず】 三石稲見/昭和20年5月10日生 ●文教厚生常任委員会副委員長 | 池田一也 12 【いけだ・かずや】 静内豊畑/昭和34年5月26日生 ●総務常任委員会委員長 ●議会運営委員会委員 | 白尾卓人 8 【しらお・たかひと】 静内旭町/昭和41年11月26日生 ●文教厚生常任委員会委員 | 川端克美 4 【かわばた・かつみ】 三石豊岡/昭和27年7月9日生 ●文教厚生常任委員会委員 |

各議員が所属する常任委員会は次のとおりです

総務 常任委員会

総務、企画、行財政、税務、財産、契約などに関する条例や予算について審査や協議をします。



委員長 池田 一也 副委員長 木内 達夫 委員 北道 健一 委員 進藤 猛 委員 畑端 憲行 委員 日向寺 敏彦

文教厚生 常任委員会

教育、文化、住民生活、保険、環境、福祉、保健医療などに関する条例や予算について審査や協議をします。



委員長 渡辺 保夫 副委員長 築紫 文一 委員 川端 克美 委員 白尾 卓人 委員 福嶋 尚人 委員 下川 孝志 委員 谷 園子

経済 常任委員会

農林、水産、商工、観光、建設、土木、上下水道などに関する条例や予算について審査や協議をします。



委員長 川合 清 副委員長 建部 和代 委員 志田 力 委員 田畑 隆章 委員 阿部 公一 委員 城地 民義

PICK・UP 【請願・陳情】

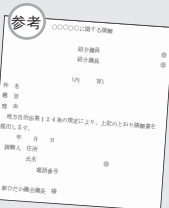
町政などについての要望や意見があれば、誰でも「請願書」や「陳情書」を町議会に提出することができます。請願を提出する場合は、請願内容に賛同した議員の紹介が必要です。議員の紹介がないものを陳情と呼んでいます。提出された請願書は、常任委員会で審査した上で、本会議で「採択」「不採択」が決定されます。

■請願書の書式について

請願書の様式は問いません。

必要事項が記載されていれば受け付けられます。

- ①請願を紹介する議員の署名・押印
②件名
③願意（請願の趣旨を明確かつ簡潔に記載したもの）
④理由（請願の根拠及び理由を記載したもの）
⑤提出年月日
⑥請願者の住所・氏名・押印（団体の場合は、団体の所在地、団体名、代表者の氏名・押印）



PICK・UP 【議員報酬】

地方自治法第203条に基づき、地方議員に対して報酬と期末手当が支給されます。支給額は各市町村の条例で定めることとなっています。新ひだか町の議員報酬は下記のとおりです（新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）。

■議員報酬

Table with 3 columns: 区分 (議長, 副議長, 委員長, 議員), 報酬月額 (300,000円, 230,000円, 210,000円, 200,000円), 期末手当 (報酬月額×3.3月)

※委員長は常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

議会に提出される議案は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。これらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・研究することが効率的です。そこで、議会の内部組織として、少数の議員で構成する委員会が設けられています。委員会には、常に設置されている「常任委員会」と「議会運営委員会」、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。委員長は議長が指名し、委員長及び副委員長は互選によって選ばれます。

社会情勢の変化や行政需要の拡大に伴い、行政が広範囲で複雑化している中、限られた会期中に、数多くの議案や議決事項をきめ細かく審査することは困難です。そのため、分野別に審査する常設の委員会が設けられています。新ひだか町議会には「総務」「文教厚生」「経済」の3つの常任委員会が設置されています。各常任委員会では、条例の制定や改廃、予算のほか、地域の方々から出た政治や行政に対する要望を、専門的に審査・調査研究しています。議員は必ず一つの常任委員会に所属しており、任期は2年間です。

【議会運営委員会委員】

- 委員長 進藤 猛
副委員長 福嶋 尚人
委員 志田 力
委員 畑端 憲行
委員 池田 一也
委員 日向寺敏彦
委員 川合 清

委員会

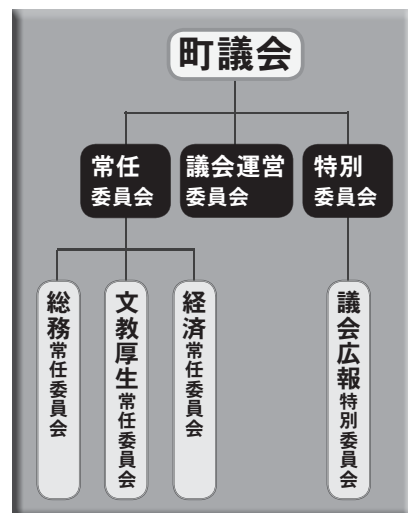
慎重な審議と専門的に調査・研究議会の重要な内部組織

委員会

少数議員で構成する委員会。慎重な審議に欠かせない組織です。

常任委員会

■委員会の構成



議会運営委員会

特別委員会

特別委員会は、特定の問題について調査・審査するため、議会が特に必要と認められた時に設置されます。常任委員会と議会運営委員会は、条例で名称や委員数、任期などが定められていますが、特別委員会には決まることがなく、議会の議決をもって必要な時に設置することができます。現在、新ひだか町議会には、議会広報特別委員会が設置されています。

【議会広報特別委員会委員】

- 委員長 建部 和代
副委員長 川端 克美
委員 白尾 卓人
委員 田畑 隆章
委員 阿部 公一
委員 築紫 文一
委員 谷 園子

■議会だより

新ひだか町議会だよりは、3か月に1回発行し、全戸配布しています。発行月▷1月・4月・7月・10月



■日高地区交通災害共済組合議会議員

- 阿部 公一

■日高中部衛生施設組合議会議員

- 進藤 猛 (議長)
渡辺 保夫 (副議長)
建部 和代
城地 民義

■日高中部消防組合議会議員

- 池田 一也 (議長)
畑端 憲行 (副議長)
北道 健一
白尾 卓人

■日高中部広域連合議会議員

- 福嶋 尚人 (議長)
川端 克美
木内 達夫
田畑 隆章
築紫 文一
谷 園子

5月9日の臨時会で決定した一部事務組合議会議員は次のとおりです

白寿祝状授与

次の方々が白寿を迎え、

ご家族が見守る中、酒井町長から祝い状、町社会福祉協議会・川越会長から記念品が贈られました。みなさん、これからも元気でお過ごし下さい。



藤川 ミヨ さん 8月8日

藤川ミヨさん（静内豊畑）が8月3日に99歳の誕生日を迎え、入院先の石井病院で、家族とともに白寿を喜びました。藤川さんは、胆振管内厚真町出身で、昭和14年に静内で農業を営んでいた故・實三郎さんと結婚。5人の子どもの恵まれ、現在は、孫、ひ孫ともに10人います。實三郎さんが昭和21年に若くして他界されたため、その後は水田や軽種馬生産をしながら、女手一つで5人の男の子を育て上げました。



寺越 ヨキ さん 8月8日

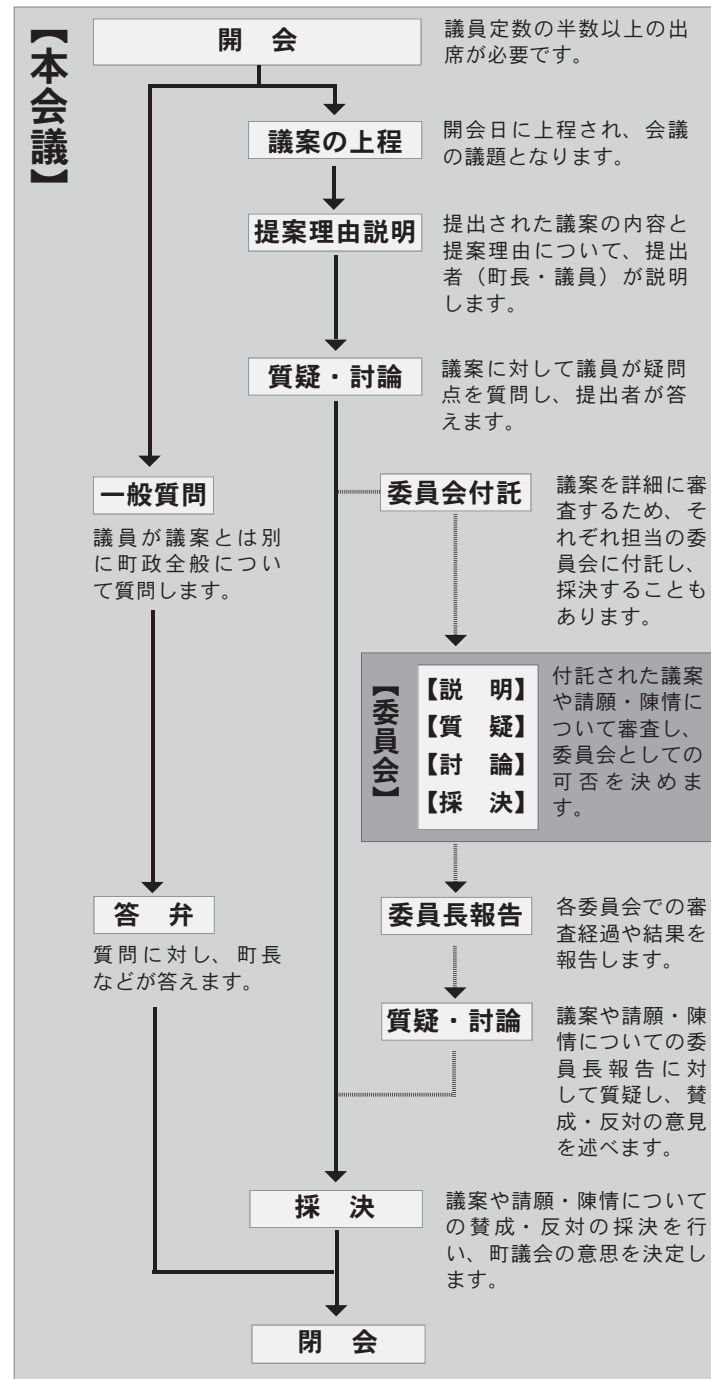
寺越ヨキさん（静内緑町）が8月8日に99歳の誕生日を迎え、入所先の特別養護老人ホーム静寿園で、家族とともに白寿を喜びました。両親が富山県出身の寺越さんは、大正4年に移住先の旭川市で誕生し、22歳で故・与作さんと結婚。3男2女の子どもの恵まれ、現在は孫が6人、ひ孫が3人います。寺越さんは歌が好きで、体調の良い時には自己流の歌を入所者に披露しています。



下田 美津枝 さん 8月10日

下田美津枝さん（静内緑町）が8月10日に99歳の誕生日を迎え、入所先の特別養護老人ホーム静寿園で、家族とともに白寿を喜びました。下田さんは、胆振管内鶴川町出身で、22歳で結婚し、2男1女に恵まれました。夫が若くして他界したため、兄が経営する精米所の手伝いをしながら、女手一つで3人の子どもの育て上げました。現在は、大好きなお風呂や施設の方との会話を楽しみながら生活しています。

■ 定例会の基本的な流れ



最終意思決定の場

本会議

町とわたしたち住民の意思が決定される本会議。議員全員が議場に集まって、最終的な意思を決定します。

本会議は、議員全員で町の条例や予算などを審議し、町（または議会）の最終的な意思を決定する会議です。また、町政全般について町長などの考えを聞いて、ただし一般質問なども行われます。本会議は原則、議員定数の半数以上の出席がなければ開くことができません。

本会議には、定期的に開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。新ひだか町議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。



■ 傍聴席

本会議（定例会・臨時会）は、一般に公開されており、誰でも自由に傍聴することができます。傍聴するときには、役場静内庁舎3階の議場入口の傍聴人受付簿に住所、氏名、年齢を記入して下さい。なお、傍聴定員は32人です。また、団体で傍聴するときには、あらかじめ議会事務局まで連絡下さい。

新ひだか町議会では、議会議中継も行っており、各施設（役場静内庁舎1階ロビー、地域交流センターピュアプラザ、観光情報センター）のほか、みついしふれあいプラザ）にあるテレビでご覧いただけます。また、インターネットでも試験放送しておりますので、ぜひご覧下さい。

■ 議会中継試験放送

<http://shinhdaka.hokkai.jp/gikai/gikaityukeihin/>

議会改革への取り組み

▷新ひだか町議会では、「町民に親しまれ、信頼される議会」の実現に向け、議会改革に取り組んでいます。▷すでに実施している新たな取り組みを町公式ホームページ【議会】に掲載しています。▷今後も議会運営委員会を中心に調査研究し、議会改革を進めてまいります。▷町民のみなさんからのご意見も随時受け付けておりますので、ぜひお寄せ下さい。

● 議会改革に関する取り組み

<http://shinhdaka.hokkai.jp/gikai/pdf-new/gikaikaikaku140319.pdf>

● 新ひだか町議会へのご意見・お問い合わせ

<http://shinhdaka.hokkai.jp/gikai/form.html>

新ひだか町議会事務局43-2111（内線311・312）

本会議

定例会と臨時会

議会の傍聴

議会中継